

# 周南市議会議員の附属機関、一部事務組合等の委員、役員等への就任に関する規程

平成15年5月13日  
〔議会規程第5号〕

改正 平成24年4月20日議会規程第4号 平成26年4月1日議会規程第1号

令和3年6月15日議会規程第2号 令和5年9月1日議会規程第2号

## (目的)

**第1条** この規程は、議会及び執行機関が相互に牽制しながら、均衡のとれた円滑な行政運営を確保しようとする制度のもとで、それぞれの立場及び権限を尊重し、もって市政の発展に寄与することを目的とする。

## (用語の定義)

**第2条** この規程において「附属機関等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第180条の5に定める執行機関、法第138条の4第3項の規定により設置された附属機関、法第284条に定める一部事務組合及び規約、定款、規則、要綱、要領等に基づき設置された審議会、協議会、審査会、調査会等の機関をいう。

- 2 この規程において「委員」とは、附属機関等の委員、役員等をいう。
- 3 この規程において「法令」とは、法律、政令その他命令、通達等をいう。

## (就任の制限)

**第3条** 議員は、第1条の目的により、附属機関等の委員に就任しない。ただし、法令に定めがあるとき、又は特別な事情があるときは、この限りでない。

## (就任する委員の名称)

**第4条** 前条ただし書の規定により議員が就任する附属機関等の委員は、別表のとおりとする。

## (会議等の報告)

**第5条** 前条の委員に就任した議員は、当該附属機関等の会議等に出席したときは、その審議内容を報告書（第1号様式）により、議長に報告をしなければならない。

- 2 前項の報告書には、当該会議等で守秘義務のあるもの、監査委員については除く。
- 3 何人も、議長に対し、前項の報告書の閲覧を請求することができる。

## (その他)

**第6条** 議長は、法令が改正されたとき、又は就任についての異議が生じたときは、議会運営委員会に諮り決定するものとする。

## **附 則**

この規程は、平成15年5月13日から施行する。

### **附 則(平成24年4月20日議会規程第4号)**

この規程は、公布の日から施行する。

### **附 則(平成26年4月1日議会規程第1号)**

この規程は、公布の日から施行する。

### **附 則(令和3年6月15日議会規程第2号)**

この規程は、公布の日から施行する。

### **附 則(令和5年9月1日議会規程第2号)**

この規程は、公布の日から施行する。

## **別表 (第4条関係)**

就任する委員の名称

監査委員
民生委員推薦会委員
都市計画審議会委員
環境審議会委員
周南地区衛生施設組合議員
光地区消防組合議員
周南地区福祉施設組合議員

## 第1号様式（第5条関係）

### 報告書

周南市議会議員の附属機関、一部事務組合等の委員、役員等への就任に関する規程  
第5条の規定により、審議内容を報告します。

年　月　日

議長　　様

委員

委員会の名称

日時	場所
----	----

1 議題

2 概要

(1) 詳細に説明のあるものは、別紙を添付のこと。

(2) 必要に応じて関係資料も添付のこと。